

税額控除

○調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額(基礎控除、扶養控除等)の差額に基く負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除するもの。

※ 納税義務者の合計所得が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

▼ 住民税と所得税の人的控除額の差

所 得 控 除	所得税	住民税	差額
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円
	特定扶養	63万円	45万円
	老人扶養	48万円	38万円
	同居老親等	58万円	45万円
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円
	特別障害者	40万円	30万円
同居特別障害者加算	35万円	23万円	12万円
寡婦控除	27万円	26万円	1万円
ひとり親控除(母親)	35万円	30万円	5万円
ひとり親控除(父親)	35万円	30万円	1万円
勤労学生控除	27万円	26万円	1万円
基礎控除	48万円	43万円	5万円

▼ 調整控除額の計算方法

課税所得金額が200万円以下の場合
①、②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、道民税2%)を控除 ①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額
課税所得金額が200万円超の場合
①から②を引いた額の5%(市民税3%、道民税2%)を税額から控除 ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円(市民税1,500円、道民税1,000円)を控除 ①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額から200万円を差し引いた額

※課税所得金額とは総所得、山林所得の合計額です。

▼ 住民税と所得税の人的控除の差(配偶者控除及び配偶者特別控除)

所得控除		配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	48万円以下	5万円	4万円	2万円
	老人		10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超50万円未満	50万円以上55万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満		3万円	2万円	1万円

○配当控除

株式の配当等の配当所得があるときは、その金額に下記の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。

区分	備考	市民税	道民税
利益の配当、余剰金の分配 及び特定株式投資信託の収益の分配	課税所得1,000万円以下	1.6%	1.2%
	課税所得1,000万円超	0.8%	0.6%
私募証券投資信託(特定株式 投資信託以外)の収益の分配	課税所得1,000万円以下	0.4%	0.3%
	課税所得1,000万円超	0.2%	0.15%
	上記以外	課税所得1,000万円以下	0.8%
		課税所得1,000万円超	0.4%

○外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めている場合は、一定の方法によりその国の外国税額が税額から控除されます。

○住宅借入金等特別税額控除

平成21年から令和7年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税の所得割から控除されます。

$$\text{前年の所得税に係る住宅借入金等特別控除可能額} - \text{住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額} = \text{住民税の住宅借入金等特別税額控除額}$$

▼ 住民税と所得税の人的控除額の差

区分	市民税	道民税
控除額における割合	5分の3	5分の2

※算出された控除額が、前年分の所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の5%を超える場合は、この5%の金額(上限額97,500円)になります。

ただし、平成26年～令和3年に入居し、特定取得または特別特定取得に該当する場合は、前年分の所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の7%(上限額13,500円)になります。

○寄附金控除

寄附金控除額=①基本控除額+②特例控除額

①基本控除額=(寄附金額-2,000円)×10%

②特例控除額=(地方公共団体への寄附金額-2,000円)×(90%-所得税率0~45%×1.021)

※総務大臣の指定を受けていない地方団体への寄附は、基本控除額のみ適用となります。

※基本控除の対象となる寄附金額は総所得金額等の30%が上限です。

※②の特例控除額は、市民税・道民税所得割額(調整控除後)の20%が上限です。

※ふるさと納税でワンストップ特例制度を適用した場合、別途で申告特例控除が適用されます。

○配当割額控除

源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る配当等については、市・道民税配当割として特別徴収し、課税関係を完了させることから申告は不要です。

なお、申告不要の配当等を申告した場合は、総合課税又は申告分離課税(申告時にいずれか選択)の対象となり、所得割額から配当割額を控除し計算されます。

(控除しきれない場合には、先に特別徴収したものから還付又は充当します。)

▼上場株式等の配当等に係る税率等

住民税の税率等	所得税の税率等
配当割 5%	源泉徴収 15%

○株式等譲渡所得割額控除

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡所得等については、市・道民税株式等譲渡所得割として特別徴収し、課税関係を完了させることから申告は不要になります。

なお、申告不要の譲渡所得等を申告した場合は、申告分離課税の対象となり所得割額から株式等譲渡所得割額を控除し計算されます。

(控除しきれない場合には、先に特別徴収したものから還付又は充当します。)

▼上場株式等の譲渡等に係る税率等

住民税の税率等	所得税の税率等
配当割 5%	源泉徴収 15%